

◎県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（条例第97号）

- 1 宮古市及び下閉伊郡を選挙区の区域とする宮古選挙区を設けることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、次の一般選挙から施行することとした。（附則関係）